

## 住宅手当

住宅手当は、持ち家の住宅ローンや賃貸住宅の家賃補助など、従業員に対する福利厚生として支給される手当です。今回は、住宅手当の支給要件、支給額、割増賃金の対象の有無の要件などを説明いたします。

### 1. 住宅手当の支給要件

#### ● 一律に支給

賃貸住宅に住んでいる、持ち家で住宅ローンを支払っている等の住宅の形態に関わらず一律で支給するケースです。扶養家族の有無によって支給額が異なる場合もあります。

#### ● 住宅の形態に応じて支給

賃貸住宅や持ち家の形態別に支給内容が変わるケースで、一般的に賃貸住宅のほうが支給額は多い傾向にあります。扶養家族の有無によって支給額が異なる場合もあります。

#### ● 居住地等により区分

居住地から勤務先までの距離や居住地の家賃相場などによって支給要件が定められる場合もあります。

### 2. 支給対象

従来、支給対象を正社員のみとしているケースがほとんどでした。雇用形態による不合理な待遇差があることを禁じる「パートタイム・有期雇用労働法」が2020年4月1日に施行され（中小企業は、2021年4月1日施行）、いかなる待遇差が不合理であるかを具体的に示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が発表されました。住宅手当や家族手当は、ガイドラインに示されていませんが、「均衡・均等待遇」の対象となっていますので、今後は、「労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれる」とされています。

### 3. 住宅手当と割増賃金

住宅手当は、割増賃金の計算の基礎となる賃金から除外できる賃金の1つとして定められています。ただし、割増賃金の対象からの除外が認められるためには、「住宅に要する費用に応じて」住宅手当の金額を決定していることが条件になっています。たとえば、住宅手当の額を家賃や住宅ローンの月額に応じて段階的に区分していても構いませんが、扶養家族の有無や対象者が世帯主かどうかなどによって、住宅手当の金額を決定している場合は、割増賃金の計算の基礎となる賃金から除外できません。

### 4. 住宅手当の実態

約4割の企業が住宅手当を支給していますが、住宅手当を支給している企業は若干減少傾向にあります。

#### ●支給状況

集計年	支給あり	支給なし	無回答
2010年	43.6%	54.0%	2.4%
2019年	40.2%	57.1%	2.6%

「中小企業の賃金事情（東京都産業労働局）」より

#### ●支給額

集計年	総平均住宅手当	扶養家族あり	扶養家族なし
2019年	17,788円	19,391円	16,095円

「中小企業の賃金事情（東京都産業労働局）」より

### 5. テレワークと手当

「働き方改革」の推進や新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、多くの企業等でテレワークの導入が進んできましたが、光熱費等、テレワークの導入による新たな支出に対する手当は、多くの企業等で整備されていません。コロナ禍が落ち着いても、多くの企業等でテレワークの常態化が一般化すると考えられており、「在宅勤務手当」や「住宅手当」の名目で在宅勤務に対する手当を支給する企業等が増加すると考えられています。